

資料 5

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の進捗状況について

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

(計画書 第3章より)

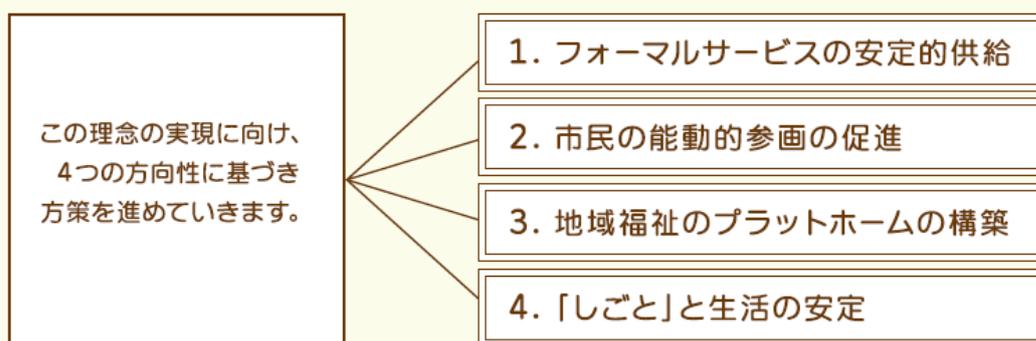
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

市民福祉総合計画 2020 の進捗状況について

計画に掲げる取組み方策に関連する主な事業について、平成 28 年度の取組みを中心に、現時点での進捗状況を小委員会での意見とともにまとめている。

1. フォーマルサービスの安定的供給

○包括的な相談支援体制の整備

本市では複合的な課題を抱える方への包括的な相談支援体制の構築を、平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行により各区に設置した「暮らし支援窓口」と社会福祉協議会の「地域福祉ネットワーク」を中心に進めている。

平成 28 年度には、相談支援体制の強化として下記の取組みを実施した。

①様々な福祉課題に対応するため、本庁組織の体制強化

保健福祉局総務部に「暮らし支援担当部長」を新設

②暮らし支援窓口の体制・相談機能の強化

各区に「暮らし支援担当係長」を新設(11名)

③地域福祉ネットワークの配置によるアウトリーチ機能の創設

「暮らし支援窓口」のアウトリーチ・地域づくりを専門に担う地域福祉ネットワークを新たに配置 (+11名)

○生活困窮者自立支援事業の充実

本市では生活困窮者自立支援事業のうち、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金）と任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業）認定事業（就労訓練事業）すべてを実施している。

平成 28 年度は新たに下記の取組みを実施した。

①学習支援事業の拡充

生活困窮世帯の子どもに対し、高校進学を目的とした学習支援を実施。あわせて、保護者に対する養育支援なども行う。平成 28 年度より全ての区（12か所）で通年型により実施。

(H27年度は5か所で通年型を実施、その他7か所は夏季短期集中型を実施)

②家計相談支援事業の開始

専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じる。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

H28年度から全ての区を対象に、予約制により家計相談支援員が巡回する。

○子どもの居場所づくり

ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを地域の力を活用して進め、子どもたちの育ちを身近な地域で支援するため、地域団体等の多様な取り組みに補助を行う。

平成 28 年度 補助団体 17 団体（うち食事支援 8 団体）[H28.5.30～6.24 公募]

（小委員会での意見）

- ・地域福祉ネットワークには生活困窮のアウトリーチ、個別支援のみならず、地域づくりという役割にも期待したい。
- ・女性の貧困ということが社会問題化しているので、課題として検討してほしい。
- ・専門職がアウトリーチすることも大切だが、専門職につないでくれる地域の協力者をどれだけ作っていけるかということが大切。
- ・拾い上げた課題を専門職のみで考えるのではなく、地域みんなでどう解決していくかというまちづくりの視点も持ちながら、支援調整会議をネットワークがコーディネートしてほしい。
- ・本来子どもの居場所というと、小学校区に1つくらいないと、本当の居場所の機能が果たせない。
- ・これからは、こどもや高齢者など対象者で分けるのではなく、子どもから大人まで、課を超えて包括した居場所にしてほしい。

○障害者差別解消法施行にかかる取組み

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行にかかる下記の取組みを実施した。

- ①神戸市「障害者差別に関する相談窓口」開設
- ②各機関の広報紙への啓発記事掲載など広報啓発
- ③障害者差別解消法 研修講師派遣
- ④神戸市職員対応要領の策定

（小委員会での意見）

- ・他都市では条例を策定しているところもある。相談件数の違いや取り組み方の違い、現場での混乱の違いなど、他都市の取り組みもフォローして検討してほしい。

○福祉サービスを提供する人材の確保や定着の支援

(福祉人材確保施策懇話会)

福祉人材の確保・定着に向けたさらなる施策の検討を目的とした福祉人材に関する学識者と市内事業者による意見交換の場である有識者会議を立ち上げた。

第1回 平成28年11月15日（新卒者確保・海外からの人材確保・社会福祉法人のあり方等について）

第2回 平成29年3月頃予定

(小委員会での意見)

- ・法人が自分の組織の人材育成に投資をすることで、離職防止につながる。
- ・働きづらい職場環境では人材の確保が難しい時代の中で、いかに離職に結びつかないような充実した働き方ができるかどうかという視点が大事である。
- ・福祉の業界に行く方はお金だけでなく気持ちや社会的な役割から行っているので、勤労の時間割やシフトの組み方といった経営者のマネジメントに加え、職場内での風通しや上司の承認、意思決定の関わり方といったコミュニケーションのあり方やチームビルディングといったものが大事ではないか。
- ・施設職員が行う業務の中には一般市民の方にもできそうなしごとがある。業務の分析・仕分けにより、周辺業務を市民（特に高齢者）が有償ボランティア等により応援することでシニア層の社会参加、若い施設職員の業務量軽減、施設の情報公開にもつながるのではないか。

2 市民の能動的参画の促進

○地域コミュニティ施策

地域課題の多様化・複雑化、地域団体における役員の高齢化、将来的な人口減少、行政職員数の減少などを背景に、平成 28 年 3 月に「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」を策定した。

基本指針の目指すところは、総合的・自律的な地域コミュニティであり、そのための 5 つの行動指針を定めている。(①地域特性尊重の原則②縦割り行政の弊害をなくして地域の負担を減らす③区役所の体制充実、支援者間や NPO 等との連携強化④地域課題の共有と合意形成への支援⑤地域活動の担い手育成への支援)

平成 28 年度はこの指針の具体化に向け、庁内に 4 つのプロジェクトチーム (①補助金、プラットホーム、コミュニティカルテ、担い手) を立ち上げ、議論を行っている。

(小委員会での意見)

- ・コーディネーターという第三者的な専門家の意見を取り入れることで、地域の意見がまとまることもある。
- ・住民は身近な地域の実態について興味をもっているが、知らされていないことが多い。
- ・地域カルテを作る時は、多様な住民を巻き込んで参画できるよう仕組みづくりをしてほしい。
- ・担い手不足ということが言われているが、地域で定型化された仕事を見直し、本当に必要なニーズを解決するための業務を考えることも必要ではないか。

3 地域福祉のプラットホームの構築

○地域福祉ネットワーク事業

制度の狭間や社会的な孤立による福祉課題を抱える方への支援を通じて、地域のネットワークを築くとともに課題を解決できる地域づくりを行う。

平成 28 年度より、主幹ネットワークと担当ネットワークの各区複数配置となり、個別課題の支援や、地域との関係性を新たに構築する小学校区単位での地域づくり支援に取り組んでいる。ニーズの掘り起こしや課題の支援については前年度の同時期と比べると、それぞれ 2.5 倍、3.8 倍という数値になっているが、会議出席については 2.0 倍と少し伸び率が少ない状況である。

このような中、個別の課題から地域に仕組みを作った事例もでてきている。

(小委員会での意見)

- ・個別ケースに向けた課題解決という方法だけでなく、課題を地域の中で解決しようという取り組みは評価される。
- ・地域課題の件数で高齢者と障がい者が多いということだが、子どもの貧困やひとり親家庭が増えている中で、子どもの案件が少ないというのは、ニーズを捉え切れていないのではないか。

○介護予防・日常生活支援総合事業

平成 27 年度の介護保険制度の改正により、比較的軽度である要支援者の方が利用するサービスのうち訪問介護と通所介護について、国が定める全国一律のサービスから、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業として実施する総合事業へ移行することとなった。

総合事業は、地域の実情に応じて、NPO や民間企業、ボランティアなどの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものである。

総合事業で利用できるサービスについては、従来の要支援認定を受けるか、基本チェックリストを実施し事業対象者と判定されることで、サービスが利用できるようになる。

また、65 歳以上を対象として、一般介護予防事業を開始することとし、地域での介護予防を推進していく。具体的には、専門職を地域の拠点に派遣して介護予防メニューを実施する「地域拠点型」や、高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいづくりの場を身近な地域に設置することを目的とした「居場所づくり型」等を展開し、健康寿命延伸に寄与していく。

4 「しごと」と生活の安定

○地域ではたらく仕組みづくり

(「しごと」シンポジウム)

障がい者、高齢者、あるいはひきこもりの若者など様々な生活課題を抱えた方が、「しごと」(就労や地域活動などへの参加)を通じて、社会とつながることを目指すにあたり、市民・事業者・行政はそれぞれの立場でどのようなことができるかなどを市内の福祉や支援就労に取り組む各関係者、地域活動に取り組まれている方等が集まり、一緒に考えていただくイベント(地域で「はたらく」キックオフ!シンポジウム)を開催した。

第一部の基調講演では、社会福祉法人佛子園の雄谷理事長に「ごちゃ混ぜ」のまちづくりについてお伺いした。佛子園の施設は、障がい者や高齢者の福祉施設でありながら、地域の人たちの憩いの場でもある「ごちゃ混ぜ」の空間を作り出している。「ごちゃ混ぜ」を英語で言うと、「ソーシャルインクルージョン」であり、誰も排除しない、すべての人を包括するまちづくりを目指しているというお話をしていただいた。

第2部では神戸市において、就労に関する様々な取り組みをしている各関係者に登壇してもらい、それぞれの取り組みの紹介やディスカッションによる意見交換をおこなった。(下記は発言の一部を抜粋)

- ・企業では合理的配慮を進めている
- ・障がい者や引きこもりの人が「自己理解」「自己覚知」をすることで、ストレスが減り就労に繋がる
- ・最近シニア男性が地域で自分の経験を生かして活躍している
- ・障害というのは人と環境の相互作用で生まれ、環境を変えることで、障害はほとんどなくなる
- ・多様な働き方を増やすためには、雇用率等の制度を変えることも必要。

(小委員会での意見)

- ・このイベントは「はたらく」ことをひとつのきっかけ、切り口にした「社会参加」考えるものであると思うが、この続きについても検討していただきたい。